

えひめ人口減少対策総合交付金 事業概要

【総合交付事業(市町選択型)】

I 結婚支援

第1 結婚へ向けた経済的負担の軽減

1 結婚新生活支援事業	
事業概要等	経済的理由で結婚を諦めることがないよう、29歳以下の新婚世帯の経済基盤の安定化を図る。 ※②、③の事業は、国事業と併せて実施する。
①国「結婚新生活支援事業」の市町負担分の1/2助成(29歳以下のみ)	
②所得要件の緩和	
③対象経費の拡大	

II 妊娠・出産支援

第1 将来の妊娠のための健康管理

2 不妊治療費等補助事業	
事業概要等	妊娠を望む夫婦や不妊の悩みを持つ夫婦の経済的負担を軽減するため、検査費用のほか、保険診療の特定不妊治療と併用して実施される先進医療に係る不妊治療費の一部を補助する。
①妊活支援	
②不妊治療費への補助	

第2 産後ケア

3産後ケアサービス拡充事業	
事業概要等	出産後1年以内の母子を対象に、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。 国事業は出産後1年以内の母子が対象であるが、本県では、産科医療機関への委託が大半を占め、4か月未満を対象としている市町が多いことから、国事業の対象まで拡充する体制を確保する。
①産後ケア事業運営費	
a 1歳までの産後ケア 国「母子保健衛生費国庫補助金(産後ケア事業)」の市町負担分の1/2助成	
b 兄弟の同伴利用 対象経費の拡大	

第3 母子等の健康支援

4 乳幼児・保護者同時健診事業

事業概要等	乳幼児健康診査に来場する機会に併せて保護者の健康診断を実施することにより、保護者自身の健康について振り返る機会をつくる。
-------	--

Ⅲ 子育て支援

第1 一時預かり

5 一時預かり拡充事業

事業概要等	通院、親の介護や冠婚葬祭等、急な予定の際に、誰もが気軽に、かつ安心して子どもを預けられるよう一時預かりを拡充する。 保育士確保等の課題により開所時間・曜日を限定している施設や、経費が補助限度額を超過するため他の保育所等に通っている子どもの受入れを制限している施設が多いことから、補助限度額の上乗せによりさらなる受け皿確保を図る。
-------	---

国「一時預かり事業(一般型)基本分」の補助限度額の上乗せ

第2 伴走型相談支援

6 一時預かり・相談保育所等事業

事業概要等	未就園児の保育、幼児教育等機会の提供を通じた生育の見守りや子育て中の保護者の孤独・孤立の解消を図るため、少なくとも月1回は一時預かりを利用できる環境を整備する。 (国事業と併せて実施する。)
-------	--

国「一時預かり利用者負担軽減事業」の補助対象の緩和、補助額の拡充

第3 子育て家庭の経済的負担の軽減

7 若年出産世帯応援事業

事業概要等	経済的理由で出産を諦めることがないよう、29歳以下の夫婦に対し、出産後に要する経費の一部を助成し、子どもを持ちたい夫婦を支援する。
-------	---

8 若年出産世帯奨学金返還支援事業

事業概要等	経済的理由で出産を諦めることがないよう、29歳以下の夫婦に対し、出産後の奨学金返還を支援することで、子どもを持ちたい夫婦の経済的負担の軽減を図る。
-------	---

9 多子世帯リフォーム等支援事業

事業概要等	多子世帯にとって子育てしやすい住環境づくりを支援するため、第二子以降を出産した世帯のリフォーム又は引越しに要する経費の一部を助成し経済的支援を行う。
-------	--

第4 保育所等入所前の子どもをもつ保護者の不安解消支援

10 入園予約支援事業	
事業概要等	保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するための支援を行う。
①国「保育利用支援事業(予約制導入に係る体制整備)」の市町負担分の1/2助成	
②国「保育利用支援事業(代替保育利用支援)」の市町負担分の1/2助成	

第5 保育士が働きやすい環境整備支援

11 UIJターン保育士支援事業	
事業概要等	保育士の一層の確保を図るため、県外からの保育士の移住を促進する。

12 保育士宿舍借上げ支援事業

事業概要等	離職による保育士の減少を防止するため、就業を継続しやすい住環境を整備する。
国「保育士宿舍借上げ支援事業」の市町負担分の1/2助成	

【個別交付事業(箇所付事業)】

Ⅱ 妊娠・出産支援 第2 産後ケア【再掲】

3産後ケアサービス拡充事業【再掲】	
事業概要等	<p>出産後1年以内の母子を対象に、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。</p> <p>国事業は出産後1年以内の母子が対象であるが、本県では、産科医療機関への委託が大半を占め、4か月未満を対象としている市町が多いことから、国事業の対象まで拡充する体制を確保する。</p>
13 産後ケア施設施設整備事業	
a 増築、改築	
<p>国「次世代育成支援対策施設整備交付金(産後ケア事業を行う施設)」の市町負担分の1/2助成</p>	
b 修繕	
<p>国「母子保健衛生費国庫補助金(産後ケア事業を行う施設)」の市町負担分の1/2助成</p>	
c 物品購入	
<p>対象経費の拡大</p>	
d 兄弟利用に係る改築、修繕、物品購入	
<p>対象経費の拡大</p>	

【個別交付事業(箇所付事業)】

Ⅱ 妊娠・出産支援 第2 産後ケア【再掲】

3産後ケアサービス拡充事業【再掲】	
事業概要等	<p>出産後1年以内の母子を対象に、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。</p> <p>国事業は出産後1年以内の母子が対象であるが、本県では、産科医療機関への委託が大半を占め、4か月未満を対象としている市町が多いことから、国事業の対象まで拡充する体制を確保する。</p>
14 父親参加型産後ケア事業(宿泊施設利用) ※3①産後ケア事業運営費の特出し	
目的	<p>父親の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生率が大幅に向上する傾向があることから、父親の育児参加を促す。</p> <p>父親が同伴で産後ケアを受ける際、男性にとって産科・小児医療機関は利用しづらいことから、宿泊施設を活用した産後ケアを行う。</p>
a 父親参加型デイサービス(宿泊施設利用)	
<ul style="list-style-type: none"> ・国「母子保健衛生費国庫補助金(産後ケア事業)」の市町負担分の1/2助成(父母、乳児) ・対象経費の拡大(兄弟同伴利用) 	
b 父親参加型ショートステイ(宿泊施設利用)	
<ul style="list-style-type: none"> ・実施要件の緩和 ・対象経費の拡大(兄弟同伴利用) 	